

産業建設委員会会議録

日時 令和 5 年 1 1 月 2 8 日（火曜日）

午前 1 0 時から午前 1 2 時 8 分まで

場所 第 4 委員会室

日程

1 開会

2 協議事項

（１）令和 5 年第 4 回（1 2 月）定例会上程議案等について

- ①令和 5 年度土浦市一般会計補正予算（第 7 回）（案）について
- ②令和 5 年度土浦市水道事業会計補正予算（第 1 回）について
- ③令和 5 年度土浦市下水道事業会計補正予算（第 2 回）について
- ④指定管理者の指定について
- ⑤市道の路線の認定について
- ⑥和解について（水道施設に係る損害賠償）
- ⑦公の施設の区域外設置に関する協議について
- ⑧土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の解散について
- ⑨専決処分の報告について（道路管理瑕疵）

（２）報告事項

- ⑩第 2 次土浦市観光基本計画（改訂版）（案）に係るパブリック・コメントの実施について
- ⑪土浦市都市計画マスタープラン（案）に係るパブリック・コメントの実施について
- ⑫土浦市立地適正化計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について
- ⑬土浦市所有者不明土地対策計画（案）について
- ⑭りんりんポート土浦管理運営業務に係る公募型プロポーザルの実施について
- ⑮常磐線 3 号橋（二番橋）の供用開始について
- ⑯都市計画道路荒川沖木田余線（Ⅰ期）の供用開始について

（３）その他

- ⑰農地法の一部改正に伴う農地の移動状況について
- ⑱入札案件について
- ⑲工事発注状況報告について

3 その他

②桜土浦インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業の進捗状況について

②土浦市公共施設等再編・再配置計画の改定について

4 閉 会

出席委員（８名）

委員長 平石 勝司

副委員長 今野 貴子

委員 竹内 裕

委員 寺内 充

委員 海老原 一郎

委員 下村 壽郎

委員 島岡 宏明

委員 吉田 直起

欠席委員（０名）

説明のため出席した者（１７名）

産業経済部長 佐藤 亨 都市政策部長 塚本 隆行

建設部長 渡辺 善弘 商工観光課長 沼尻 健

農林水産課長 黒須 清一 都市計画課長 飯泉 貴史

都市整備課長 福澄 雄祐 施設・公園管理課長 中島 賢市

建築指導課長 齋藤 仁志 道路管理課長 滝田 昌暁

道路建設課長 浅岡 武徳 住宅営繕課長 三浦 誠

下水道課長 室町 和徳 水道課長 和田 利昭

農業委員会事務局 坂本 直親 公共施設マネジメント推進室長 川中 信樹

神立区画整理一部事務組合局長 大貫 三千夫

傍聴者 ０名

事務局職員出席者 松本 裕司

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。資料は、サイドブックスの「産業建設委員会」、「令和５年」、「１１月２８日開催」をお開きください。執行部の方は、説明の際にページ数もお願いします。また、委員及び

執行部の皆様、発言の際は、マイクの使用をお願いいたします。それでは、(1) 令和5年第4回定例会 upper 議案、令和5年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)について、説明をお願いします。

○沼尻商工観光課長 令和5年度土浦市一般会計補正予算(第7回)(案)について御説明いたします。サイドボックス①の資料2ページを御覧ください。今回の歳出補正は、三つございます。箱の右側、説明欄を御覧ください。土浦市勤労者総合福祉センター指定管理料の減額補正、2段目が本市に移住された方への移住支援金、産業文化事業団の職員配置の変更に伴う人件費の増額補正となっております。資料3ページを御覧ください。勤労者総合福祉センターですが、産業文化事業団による指定管理を行っておりまして、資料右側の備考欄に記載のとおり、職員1名減に伴う給料の減、予定されていた講座の中止等による講師謝礼の減、それとは逆に、光熱水費や修繕費の増額がありまして、最終的に336万円の減額となっております。つぎに、4ページをお願いします。移住支援金、わくわく茨城生活実現事業ですが、資料の予算措置3段目、今回の補正予算額は、2,950万円。内訳ですが、単身者が補正前の4件から6件増えて10件。世帯が6件から19件増えまして25件、子ども加算金が5件から23件増えまして、28件となっております。交付状況でございますが、申請の要望件数84件のうち、交付予定件数が63件で残りの21件については、現在相談を受けている最中で、来年度に交付する予定でございます。つぎに、資料の7ページをお願いします。産業文化事業団職員本部への人事異動に伴う人件費の増額補正、資料右側の備考欄に記載のとおり、再雇用職員から主幹職員への差額分の増額83万5,000円でございます。つづきまして、資料8ページをお願いいたします。指定管理者の指定に伴う債務負担行為の補正です。国民宿舎「水郷」、勤労者総合福祉センター、まちかど蔵、小町の館、以上四つの施設の指定管理期間が令和6年3月31日をもって終了しますので、円滑な業務運営を継続させるため、債務負担行為を設定し、指定管理の期間と限度額を定めるものでございます。期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの3年間、限度額は4施設それぞれ記載のとおりとなっております。指定管理者の指定につきましては、後ほど御説明いたします。商工観光課からの説明は以上です。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。同じく9ページをお願いいたします。令和5年度一般会計第7回補正予算案の御説明をさせていただきます。土浦市農業センター指定管理者指定管理料に伴います債務負担行為の補正案でございます。こちら後ほど説明させていただきます。別添資料3の指定管

理者の指定についてと関連するものでございますが、農林水産課所管の土浦市農業センターの指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了となるため、引き続き指定管理を行うに当たりまして、令和6年度から3年間の指定管理料に係る債務負担行為の補正予算をお願いするものでございます。令和6年度から3年間で限度額1,388万6,000円とするものでございます。説明は以上でございます。

○中島公園・施設管理課長 公園施設管理課です。10ページをお願いいたします。霞ヶ浦合公園テニスコート指定管理者指定管理料につきましては、本年度、指定管理期間が満了となりますので、改めて債務負担行為の設定をお願いするものでございます。令和6年度から令和9年度までの3年間の限度額は6,199万1,000円で、表の一番右金額欄が各年度の金額となっております。なお、指定管理の内容につきましては、3の指定管理者の指定で御説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。説明は、以上でございます。

○滝田道路管理課長 今回の補正は、2件ございます。1件目は、道路管理瑕疵訴訟に伴う減額補正でございます。この訴訟は、乙戸地内で起きた自転車事故でございますが、6月議会で和解の御承認をいただきましたので、相手方と話し合いを行い、7月5日に和解が成立いたしました。このことを受け和解額1,500万円の支払いが保険により完了したことから、1億6,668万1,000円の減額をするものです。つぎに、道路維持補修事業の増額補正でございます。この補正でございますが、年度内を維持管理していく事が当初予算では不足することが見込まれることから、想定外に起きた6月の大雨災害とグレーチングの盗難に係る費用の増額補正をお願いするものです。詳細について御説明しますので、12ページをお願いいたします。上の表が今年度10月末での残額となり、下の表は、令和2年度から令和4年度の3年間の11月から3月までの平均執行額でございます。この表を比べますと、今年度の残額では委託料、工事費ともに不足となりますので、予定外の支出である災害復旧に使用した委託料と工事費及びグレーチング盗難による復旧工事の費用を要求するものでございます。なお発注の一覧が13ページと14ページにございますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○海老原委員 グレーチングの盗難があると思うんですが、今回の補正予算で全部対応してあるのかどうか。

○滝田道路管理課長 これは、全部ではないんですけども、新たに10月の23日からまた盗まれましたして、それが40枚ほどございますので。実際は対応できてない状況でございます。この補正予算では249枚なんですけれども、その後も盗まれてまして、今年度295枚が盗まれてございます。今もカラーコーンの状態のところもございまして警察には被害届を出して現場検証のほうも進んでいますので、これからグレーチングじゃなく、コンクリート蓋に修理していきたいと思っております。

○竹内委員 まちなか定住促進事業っていうのがあるよね。それとこの移住支援金事業は、どういう関係なの。

○沼尻商工観光課長 この移住支援金につきましては、東京圏に住んでいて、茨城県内に移住する方が対象になりまして、まちなか定住支援金とはリンクしてないというか、別なものです。

○福澄都市整備課長 まちなか定住促進事業は、中心市街地に新婚子育て世帯という形に限定されてるものですので、またちょっと違うものと考えていただいたほうがいいと思います。

○島岡委員 グレーチングの盗難は、犯人を特定できないですか。

○滝田道路管理課長 犯人は、二人ほど捕まっております。6月8日に捕まりまして、6月10日の新聞にも載りました。それからしばらくなかったんですけども、また再開されたのが10月23日で、今40枚ほど盗まれているというようなことでございます。

○島岡委員 これからまた盗まれるだろうグレーチングって結構ありますよね。発信器が何かこうつけてみたり、私も車にセコムをぶっ込んでいてるんですよ。

○滝田道路管理課長 グレーチングが盗まれないようにフックをかけるなどしてるんですけども、壊されて持って帰られているところもございます。車が乗せらせられて盗みやすいところがやられてるのが現状でございます。

○島岡委員 盗みやすいところに発信器つけたらいかがでしょうか。

○滝田道路管理課長 やはりなかなか、費用的なものも難しいと思います。参考にさせていただきますので、よろしくお願いします。

○吉田委員 グレーチングの件もそうなんですけど、ニュースを見てると消防の筒先とか、本当に何でも持ってっちゃうじゃないですか、市全体で。外に置いてあるものって結構あると思うんで、以前は、りんりんロードの策とかもやられたと思うんで、ずっといたちごっこになっちゃってるんですけども、市の貴重な財産ですから、イコール税金ですから本当にもっと県警さんとかと連携

を高めて、グレーチングだけじゃなくて、全体的にしっかりやっていると、次から次へと出てきますよね。市全体でという要望です。

○平石委員長 要望ということで、よろしくお願いします。

○寺内委員 沼尻課長だな。もう国民宿舎「水郷」というのは、ないんだからね。条例を改正してなくして、新たな委託をしたらいいんじゃないの3年間。前向きにちょっと考えてください。それからもう一つ、福澄課長、さっきあったまちなか定住支援金だけど、高齢者が再婚したんだけど新婚だって言ったらそれは新婚の扱いになるのかな。

○福澄都市整備課長 40歳という年齢制限を設けてございます。

○寺内委員 そうすると、60ぐらいになって仲良くなっちゃったっていうのは駄目なのか。大体、40歳ぐらいの人はまちなかに住まないんだよ、ちょっと離れていても買い物とか不自由しないから。やっぱり高齢者が買い者難民になっちゃうんで、買い物とか楽だからってということで、市外からこの市内に入ってくる。少しそこは柔軟に考えてやったらいいんじゃないかなと思うんだ。

○福澄都市整備課長 そういった要望もあるというところでございますけれども、現在地域が中心市街地の年齢構成が極端に高齢化していて、若い世代を引き込みたいという政策で、年齢制限若い方を目的とさせていただいております。また今後、検討させていただきたいと思います。

○寺内委員 そういうこと、聴かれることあるからさ。街中に住んでもらう制度があるんだから利用したらっていうことも言えるんで、ちょっとそれは考えといてください。

○沼尻商工観光課長 確かに国民宿舎自体もないので、ただ条例が残っちゃってるってところがネックになってまして、その辺の部分の整理、今後詰めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくします。

○海老原委員 移住支援金で、世帯数が25件ということで、これ一中地区、土中地区ということでもいいのかという確認です。

○沼尻商工観光課長 市内全域でございます。統計を取ってみたんですけれども、駅周辺のところが一番多いんですが、新治地区ですとか、そういったところもあります。

○平石委員長 つづいて、②令和5年度土浦市水道事業会計補正予算(第1回)について、説明をお願いします。

○和田水道課長 水道課でございます。サイドブックスの②番をお願いいたします。別添資料2の令和5年度土浦市水道事業会計補正予算第1回案につきまして2ページをお願いいたします。水道事業会計の歳出におきまして増額補正

をお願いするものでございます。補正の案件につきましては、2点でございます。はじめに、上側に記載の伝票処理事業の3節報酬と4節旅費の補正は、年度中に急遽休職により欠員となりました職員の補充としまして、会計年度の任用職員を1名採用するに当たり、増額補正をお願いするものでございます。つづいて、国庫補助金返還事業の1節、国庫補助金返還金の補正は、老朽管更新工事の実施に当たり、令和4年度に交付された生活基盤施設耐震化等補助金に含まれる消費税額の返還に係る補正でございます。消費税額の申告でございますが、水道料金や水道加入金といった消費税が含まれる収入全体のうち、一般会計からの繰入金や、補助金といった特定収入の割合が5パーセントに満たない事業者につきましては間確定申告の際、補助金に含まれる消費税分はあらかじめ納付額から控除をされておりますので、交渉された分の消費税額につきましては国への返還が必要となるものでございます。この度の補正は控除された分の消費税額の返還でございます。水道課は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 つづいて、③指定管理者の指定について、説明をお願いします。

○沼尻商工観光課長 指定管理者の指定について、御説明いたします。サイドボックスの資料③をお願いします。商工観光課では、資料2の（1）から（5）まで、「レストハウス水郷」、国民宿舎水郷の「霞浦の湯」、勤労者総合福祉センター、まちかど蔵、小町の館の五つの施設となっておりまして、記載のとおり、継続して同じ団体を指定するものでございます。選定理由は、それぞれの施設において、適切な管理運営が行われており、継続が妥当であると考えております。指定管理料につきましては、資料下にお示ししたとおりでございます。なお、レストハウス「水郷」につきましては、産業文化事業団の自主事業として、ストランの収益によって管理運営を行っておりますので、指定管理料は発生いたしません。商工観光課の説明は、以上です。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。同じく3ページをお願いいたします。農林水産課所管の土浦市農業センターの指定管理期間、こちらが令和6年3月をもって満了となりますので、新たに指定管理者を指定する必要が生じております。現在、指定管理者となっております土浦市農業公社につきましては、指定管理制度導入後の施設の利用状況や、計算状況などを総合的に判断した結果、今後も適切な維持管理及びサービスの向上などが見込まれることから、引き続き土浦市農業公社を指定するものでございます。指定期間は、令和

6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間とするものでございます。説明は、以上でございます。

○中島公園・施設管理課長 公園・施設管理課です。霞ヶ浦総合公園テニスコート指定管理者指定管理料につきまして、本年度で指定期間が満了となりますので、改めて債務負担の設定をお願いするものでございます。令和6年度から令和9年度までの3年間の限度額は、6,199万1,000円で、表の一番右、金額欄が各年度の金額となっております。なお、指定管理の内容につきましては、「③の指定管理者の指定について」で御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○寺内委員 土浦市営野球場の前のところのテニスコートあるよね。あれは、軟式テニス場にする話だったんだよね。それが、常名の運動公園に16面作るからということで、当時、水が溜まっちゃってどうしようもないということで、そのところの工事をやってもらいたい、向こうに新しく作るからってということで、それでそのままになっちゃっていたんだけど。軟式テニスやっている子なんかが、テニス場がなくなっちゃっているんで、あそこはそのまま改修して使っているのかな。

○中島公園・施設管理課長 川口運動公園にありますクレーのテニスコートかと思いますがはい。管轄はスポーツ振興課でございますので、確認をさせていただければと思っております。

○寺内委員 川口運動公園のテニスコートは、中島課長で見てるのに、片方はスポーツ振興課っていうのでは、横の連絡をとらなくちゃならない。軟式テニスをやっている中学生もいるからね、硬式じゃなくて。大会なんかも当然やるのに、テニスコートが少ないんじゃないんだろから、常名のところはちょっと時間かかるっての分かっているんで、そういうところを早急に周知してやったほうがいいと思うんで、その話をしといてやってください。

○竹内委員 私は結構レストハウス使うんですよ。今6代目かな。いずれにしてもあんないい場所にあって、経営者が採算が合わないで撤退したりしてるわけですけども、もう少しアピールして、宣伝をして集客を図るような努力をしてもらいたいと思うんですが、何かこう考えてんですかね。

○沼尻商工観光課長 現在レストハウス「水郷」さんなんですけれども、現在は、関根商店さんって「鯨の旦兵衛」の系列の方がやられてるようで、内容も大分ちょっと洋風な感じで、おしゃれな感じになっております。PRですとか、

今までも的にインスタ映えするようなそういうちょっとコーナーを作ってみたりですとか、そういった工夫もかなりされてるようですので、ただ今竹内委員さんおっしゃったとおり、市としてももう少しピーアールさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○下村委員 レストハウス「水郷」ですけどね、耐震的なものがないという話を聞いておりまして、人をいっぱい集めたときには問題になるので、やっぱり耐震性を検討しなければいけないと思うんですよね。あとやっぱり、環境的なものは素晴らしいって話もあるけれども、例えば、池の水は濁ってって透明じゃない。

○沼尻商工観光課長 下村委員さんおっしゃるとおりだと思います。あその場所にそういうレストランが必要なかどうかとか、その耐震性のお話もございますので、これにつきましては水郷公園全体のあり方とか、そういったところで、今、公共施設の再編再配置計画なんかもございますので、そういったところで全体の中を通して判断していきたいというふうに考えております。以上です。

○平石委員長 つづいて、④市道の路線の認定について、説明をお願いします。

○滝田道路管理課長 ④市道の路線の認定（案）について、をお願いいたします。2ページをお願いいたします。市道の認定（案）につきましては、3路線でございます。位置図で御説明いたしますので、3ページをお願いいたします。神立中央1丁目11号線は、神立駅西口の土地区画整理事業に伴い延長191.0メートル、幅員16.0メートルから30.2メートルを市道に認定するものでございます。なお、かすみがうら市内に認定路線が入りますが、かすみがうら市との協議につきましては、この後にございます⑥区域外設置に関する協議で公園施設管理課より説明がございますので、よろしくをお願いいたします。4ページをお願いします。上高津72号線は、県立土浦特別支援学校の東側に位置しております。この路線は、開発行為を「株式会社グローバルホーム」が行い、寄附により、延長58.44メートル、幅員6.0メートルを市道に認定するものでございます。5ページをお願いします。中115号線は、市営中村団地の西側に位置しております。この路線は、開発行為を「株式会社アーネストワン」が行い、寄附により、延長171.07メートル、幅員6.0メートルから15.18メートルを市道に認定するものでございます。以上の3路線の市道認定につきまして、よろしくをお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 つづいて、⑤和解（水道施設に係る損害賠償）について、説明をお願いします。

○和田水道課長 水道課でございます。サイドブックの⑤番をお願いします。水道施設に係る損害賠償の和解（案）につきまして、2ページをお願いします。このたびの損害賠償の和解につきましては、水道管の埋設工事における濁水の発生によるものでございます。事故の概要でございますが、昨年の令和4年10月26日の午前10時ころ、3ページに添付してございます紫ヶ丘工業団地に隣接する箇所の配水管布設工事に当たり、既設管との接続作業の際に漏水事故があり、発生した濁水が周辺の家庭のほか、工業団地内の3軒の工場に流入し、被害が生じたものでございます。このたび和解に至りました飲料会社につきましては、本市の上水を利用し、かき氷のシロップやジュースの原液を製造する工場のため、製品への混入によって多大の損害が生じたものでございます。なお、事故の原因につきましては、既設管の末端に設置されておりました水を止めるための開閉弁状況の誤確認と接続作業における手順の誤りのため、賠償責任につきましては、水道課と施工業者がそれぞれ加入する保険会社が事故内容を確認したうえ、水道課が5割、施工業者側が5割の負担割合として、被害額の査定を行ったものでございます。なお、本市が負担する補償内容につきましては、水道課が加入する保険の適用が、製品の損失にかかる補償であり、製品の廃棄処分にかかる費用は保険の対象とならないことから、6番の和解案における補償額64万1,727円のうち、60万9,623円につきましては、水道事業会計からの支出となるものでございます。今後の工事施工や漏水対応につきましても、損害が生じないように、適切な施工と維持管理に努めてまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 つづいて、⑥公の施設の区域外設置に関する協議について、説明をお願いします。

○中島公園・施設管理課長 産業建設委員会資料の⑥「公の施設の区域外設置に関する協議について」をお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただき、2ページをお願いいたします。道路管理課にお願いをしております、神立中央一丁目11号線市道の認定案件で、市道として神立駅西口駅前広場を管

理していくものとなります。神立駅西口駅前広場につきましては、かすみがうら市との行政界に存しており、効率的な管理運営を行うに当たり、かすみがうら市の行政区域内に土浦市道の一部を設置するため、地方自治法第244条の3第1項の規定に基づく協議申し出をするものです。公の施設を設置する場合、両市による協議を行います。この協議については、地方自治法第244条の3第3項において、両市議会の議決を経なければならないことと規定されております。つづきまして、3ページをお願いいたします。こちらが、両市で行う協議書案となっております。つづきまして、5ページをお願いいたします。ピンク色の部分が神立駅西口駅前広場となり、右側赤い点線が、かすみがうら市との行政界となります。この斜線部分が、かすみがうら市域となりまして、効率的な管理運営を行うに当たり一体的に管理するものです。また、管理費の負担につきましては、6ページをお願いいたします。第1条の負担割合としまして、駅前広場の清掃、電気代、補修費など維持管理費につきましては、各市の広場面積に応じ100分の85を土浦市、100分の15をかすみがうら市と負担する内容となっております。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○海老原委員 はい。これ以外にも既存の施設でそういうのがあれば教えてください。

○中島公園・施設課管理課長 公園・施設管理課が管理しております駅は、3駅ありますけれども、このみです。

○平石委員長 つづいて、⑦土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の解散について、説明をお願いします。

○福澄都市整備課長 都市整備課でございます。土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の解散について御報告いたします。平成23年設立から施行してまいりました神立駅西口地区土地区画整理事業の完了に伴い、一部事務組合同規約第3条に規定する処理すべき事務が完了することとなりました。つきましては、地方自治法第288条の規定により、同組合を解散することに当たり、同法290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。解散日は令和6年3月31日とするものです。解散に伴う事務については主に土浦市が引継ぎ、残金処理については令和5年度の出納整理の上、両市への返還金を算出し、かすみがうら市分を返還するものです。スケジュールについては、11月の事業完了後、両市の議会へ解散議案を12月に提出し、1月に茨城県へ解散届を提出し、2月の組合同議会を経て、3月に解散するものです。

○平石委員長　ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はありますか。

○寺内委員　これ解散するのは、異議ないんだけど、当然これ一部事務組合ってのは議会を持ってるよね。そこでまだ議論してないのに、もう12月議会っていうのはちょっとおかしくないかね。普通だったら、一部事務組合の会議で決めて、両市で解散しますよって確認してから、両市で議案として出すんだったらいいけど、まだ一部事務組合の会議やってないうちから解散を出すのは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんだけど、議長の海老原議員がいるから。ねえ、そうじゃないかなと思うんだよね。そのために一部事務組合では議会を持ってやってきたんだから、そこに説明なしに、両方の議会でもう解散の議案を上げるっていうのはちょっと時期尚早じゃないかなと思うんだけど。今度、いつやるんだっけ、2月だよな。そんだったら3月の議会で解散っていうんだったら分かるけど。福澄課長に言ってもあれだから、部長のほうから。

○塚本都市政策部長　ただ今一部事務組合での議会での説明ということでお話しございましたし、8月で一応スケジュールは御説明させていただいたと思います。

○寺内委員　それは、聞いているよ。

○塚本都市政策部長　はい、県のほうで手続に2か月程度かかるということで、12月議会にかけさせていただきたいということで。

○寺内委員　それだったら、一部事務組合の議会を2月じゃなくて早くに開いてもらって、そこで説明するべきだろうと思うんだよね。そうでないと、事後の承認ということになるだろう。賛同できませんってなったら、おかしい話にならないか。

○塚本都市政策部長　すみません、解散日は3月31日ということで、最終的な手続につきましては2月の議会ですね、こちらでも説明させていただくと思いますが、その具体の詳細の手続論につきましては、ちょっと今日一部事務組合の方が中に入っていないので、それを確認してですね、御報告させていただきたいと思います。

○寺内委員　分かっているから聴いているんだよ。そういうふうにやないと、できれば一部事務組合の議長がいるんだから、臨時の議会でも招集してもらって、説明しといたほうがいいんじゃないかと思うんだよ。

○塚本都市政策部長　すみません、一部事務組合が控えておりましたので、一部事務組合の局長から詳細について申し上げます。

○大貫神立区画整理一部事務組合局長　失礼します。寺内議員からお話あった

件について、御説明をさせていただきます。一部事務組合の解散ということですが、先ほど塚本部長から御説明のとおり、8月議会のときに、一部事務組合の議員の方々には、12月の両市の議会で解散議案を提出させていただいて議決をいただいた上で、県に届出させていただきますという御報告は、させていただいたかと思います。それで、手続のところですが、解散というのがそもそも両市で解散するものであり、一部事務組合で、議案とか議決を頂くってものではないということでござます。

○寺内委員 だから、それは分かっているんだって。8月のときは、まだ事業やっているだろう。全部ができ上がりましたってときに、報告する義務はあるんじゃないのか。そうでしょう。例えば12月に両方の議会で議決しちゃって、2月の一部事務組合の議会のときに「私はそんなんでは納得できない。」と言われたときに、解散が決まっちゃってては、何もできなくなっちゃうでしょうよ。それだったら、何で2月じゃなくて、例えば11月に臨時議会開いてもらって、そこで議論するようとししないの。そんで12月の議会にお互いでその解散のやつ、やってくださいっていうのが普通なんじゃねえの。8月はまだ工事かかっていんだよ。8月にその概略を説明したから、後はもう知りませんなんて話じゃないんじゃないのか。

○大貫神立区画整理一部事務組合局長 それは、おっしゃるとおりでございます。

○寺内委員 だから、何でそういうことやらないのってことなんだって。一部事務組合の議長がいるんだから、議長に頼んで臨時議会招集してもらったらいだろうよ。それでお互いの議員に出てもらって、事業も全部終わりましたから、12月の議会で一部事務組合の解散の議案を出していただきたいっていうのじゃねえの。違うのか。

○大貫神立区画整理一部事務組合局長 いや、おっしゃるとおりだと思うんですよ。

○寺内委員 これから先のことは、そういうふうにしないと、うやむやのうちに議会解散になっちゃって、まずいでしょうということなんだよ。お互いお金出し合ってやった事業なんだから。だから、それは考えておいたほうがいいよ。じゃねえと、2月のときに万が一そうになっちゃったときに、もう議会解散になっちゃったじゃ話にならないから。2月の議会のときに、実はもう両方の議会で解散ということで議決しちゃってるから、もう議員さんが何か言ったってしょうがないですよ、なんて言うんだったら2月議会なんかやる必要ないよ。そうでしょ。私はそう思うんだよ。だからそういうことで、考えてやらないと両

市でやってる事業なんだから、土浦市が主導でやっちゃうとまずいで。ただ 8 月には、ちゃんとそういうことで説明されたからそれはしょうがないだろうということでは納得したよ。そっから先は議会やってないんだから、どんな状況で終わってんだか分からない。

○塚本都市政策部長 はい、寺内委員の御心配の件につきまして、この 1 2 月議会までに一部事務組合の議会を開けるかどうかなど、ちょっと微妙な日程の問題がございますので、担当のほうで両市の一部事務組合議員のところを回らせていただきます。こういう流れで両市の議会に、1 2 月議会に出させていただきたいということを、再度、御説明して確認を取った上でやらせていただければというふうに考えてます。よろしくお願いいたします。

○寺内委員 土浦の議長がいるんだから、相談してやっていかないと、間違いなく「土浦の議長は何やってるんだ」っていう話になるから。ちゃんと調整してくれればいいだろうなんてやられても、非常にまずい。だから、部長の言ったように、速やかにお願ひいたします。

○平石委員長 つづいて、⑧専決処分の報告（道路管理瑕疵）について、説明をお願いします。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。⑧専決処分の報告について、をお願い致します。今回の報告は、道路管理瑕疵に係る物損事故の和解 2 件でございます。2 ページをお願いいたします。事故の発生日時と場所につきましては、令和 5 年 8 月 1 2 日午後 9 時頃、土浦北インターの南西側、土浦市上坂田 1 2 3 6 番地先において発生した車の物損事故でございます。事故の概要としましては、車で走行中に路肩に寄ったところ、路肩が崩れていたことが原因でタイヤが破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額 6 万 9, 8 3 2 円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。3 ページが位置図でございます。4 ページは、現場状況の写真でございます。原因となった段差は、直ちに砕石を転圧し、段差をなくしております。5 ページが被害写真でございます。つづきまして、6 ページをお願いします。2 件目でございます。事故の発生日時と場所につきましては、令和 5 年 9 月 1 2 日午後 4 時頃、土浦土木事務所の北側、土浦市中高津二丁目 1 0 6 3 番地先において発生した車の物損事故でございます。事故の概要は、車で走行中に道路の穴に落ち、タイヤが破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額 2 万 5, 1 2 4 円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。7 ページ

が位置図でございます。8 ページをお願いいたします。現場状況の写真でございますが、直ちに補修工事を実施いたしております。なお、9 ページと10 ページが被害写真でございます。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○寺内委員 防犯パトロール回っているよね。その回っている人っていうのは、道路を走っているんだから、道路に穴が空いているとか、何かあったときには、こちらに言ってくださいとでお願いすれば、あちこち防犯パトロール歩いているんだから、例えば、先ほど言ったようにね、保険で適用していますって言うけど、こんなに何回もやったら保険料率なんて、上がるわけだから。その保険は、市民の税金で払っているわけだから、防犯パトロールやっている人とか、郵便局員さんとか、そういうところをお願いして、道路で何か瑕疵があった場合には、連絡を頂きたいということで、広くみんなにお願いしないと、何度もこういうこと起こるよ。さわやか条例とかってということで、職員が通勤しているときは、そういうことがあったら連絡くださいってことがあるのだろうけど、私らも、何でこんなとこに穴が空いていのに補修しねえのかと思う。警察だとか、毎日のように市内巡回しているんだから、そういうとこで何かあったときに言ってくださいとかってということでお願いしたらと思うんだよね。これは要望でいいから、そういうふうにやってくださいよ。

○平石委員長 要望ということでよろしく申し上げます。

○今野副委員長 今の道路の破損の件なんですけれども、ホームページから簡単にできるんですよ。私も、歩いてると、たくさんこういうところがあるんですよ。それを一番分かるのは、やっぱり地元の方たちで、あんなに簡単に連絡ができるというシステムがある。もっと皆様に普及させていただければ、結構こういうのは減るんじゃないかと思います。だから、市役所に行く必要もなく手軽にできるやさしい土浦ということを、もっとアピールしていただきたいと思います。要望です。

○竹内委員 随分昔ね、アメニティ制度を実施してるんだけど、今の郵便局との連携はどうなってんのかね。あと農協、いろんなところと連携してるんだよね。

○滝田道路管理課長 竹内委員のおっしゃるとおりですね、郵便局とはそういったものを結んでおりまして、報告はございます。農協さんとも結んでありますけれども、あんまり報告はないような状況でございます。以上です。

○渡辺建設部長 すいません、補足させていただきます。郵便局を始めとして

19 業者と平成24年から結んだわけですがけれども、課長が話したとおり、通報される件数も減ってきてるっていう実情がございますので、市としてもう一度、各事業者のほうにお話させていただいて、連携を強化していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○平石委員長 つづいて、報告事項です。⑨第2次土浦市観光基本計画（改訂版）（案）に係るパブリック・コメントの実施について、説明をお願いします。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。パブリック・コメントの実施について、御報告いたします。サイドブックス資料2ページをお願いします。商工観光課では、平成31年に第2次土浦市観光基本計画を10年計画で策定しておりますが、本市の観光を取り巻く環境は大きく変化していることから、計画の中間年度である令和5年度に、今後の5年間を見据えた計画の見直しを行っておりますので、パブリック・コメントを実施し、広く意見を募集するものでございます。今回は改訂版ですので、計画の基本コンセプトは変えず、リーディングプログラム、いわゆる重点施策を追加したものとなっております。資料の2ページ以降は大まかな概要を紹介しておりますが、サイドブックスの⑨の1に改訂版（案）の、全部のデータを格納しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。意見の募集期間は、令和6年1月13日から同月の28日です。商工観光課からの報告は、以上です。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 つづいて、⑩土浦市都市計画マスタープラン（案）に係るパブリック・コメントの実施について、説明をお願いします。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。つづきまして、産業建設委員会資料の「⑩土浦市都市計画マスタープラン（案）に係るパブリック・コメントの実施について」をお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。趣旨といたしましては、都市計画マスタープランの策定に当たりまして、本計画（案）を公表し、広く意見を募集するものでございます。意見の募集期間は、12月7日からを予定してございます。それでは、3ページをお願いいたします。1の計画の目的についてでございますが、都市計画マスタープランにつきましては、都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、今回の見直しにつきましては、現在の計画が計画期間の中間年に当たりますことや、社会経済情勢等の変化に対応するため、見直しを実施するものでございます。計画期間につきましては、令和6年度から

の10年間としており、都市づくりのビジョンといたしまして、将来都市像を、「人が集い 人が安らぎ 人が笑む 未来につなぐ 夢のあるまち つちうら」としております。4ページをお願いいたします。こちらが、将来都市構造図となっております。5ページ以降につきましては、地域別の方針となっております。5ページが中央地域、6ページが土浦駅周辺拡大図、7ページが北部地域、8ページが南部地域、9ページが新治地域となっております。今回の計画見直しに伴います主な変更点といたしましては、つくばエクスプレスの延伸やインターチェンジ周辺の土地利用、スマートインターチェンジの整備、駅周辺の市街化調整区域の住宅地の創出等を新たに記載したものでございます。本計画の策定に当たりましては、学識経験者や市民団体を始め、産業建設委員会からは島岡委員に参画をしていただいております都市計画審議会におきまして協議を重ねており、今回のパブリック・コメントを踏まえた上で、本年度末の策定に向け、計画をまとめていきたいと考えております。なお、計画書（案）につきましては、⑩－1として掲載しておりますので、後ほど、御覧いただければと思います。説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 つづいて、⑪土浦市立地適正化計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について、説明をお願いします。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。つづきまして、産業建設委員会資料の「⑪土浦市立地適正化計画（案）に係るパブリック・コメントの実施について」をお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。1の趣旨といたしましては、先ほどの都市計画マスタープランと同様、立地適正化計画（案）を公表し、広く意見を募集するものでございます。3の意見の募集期間といたしましては、先ほどと同様、12月7日からを予定してございます。それでは、3ページをお願いいたします。1の計画の目的についてでございますが、立地適正化計画につきましては、人口減少社会の到来に対応したコンパクトシティの実現を目指すための計画となっており、今回の見直しにつきましては、都市計画マスタープランの改定に合わせるとともに、社会経済情勢等の変化に対応するため、実施するものでございます。3の計画期間につきましては、令和6年度からの10年間としており、5の基本的方針といたしましては、「都市機能が集積した拠点にアクセス

しやすい持続可能な活力ある都市」を始めとした三つの方針を掲げ、目指すべき都市の骨格構造といたしましては、ＪＲ３駅を都市拠点、おおつ野地区を地域拠点として都市機能を誘導するとともに、中学校区毎に地域生活拠点を設定して、居住の誘導を図り、これらの拠点をネットワークで結ぶことによって持続可能な、活力ある都市を目指すものでございます。４ページをお願いいたします。こちらが居住誘導区域及び都市機能誘導区域の位置図となっております。５ページ以降につきましては、都市機能誘導区域における誘導施設や誘導施策、防災まちづくりの取組方針を整理したものとなっております。本計画の策定に当たりまして、島岡委員に参画をいただいております都市計画審議会におきまして、協議を重ねており、今回のパブリック・コメントを踏まえた上で、本年度末の策定に向け、計画をまとめていきたいと考えております。なお、計画書（案）につきましては、⑪－１として掲載しておりますので、後ほど、お時間があるときに御覧いただければと思います。説明は、以上となります。よろしくをお願いいたします。

○平石委員長　ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はありますか。

○下村委員　この立地適正化法っていうのは、矛盾するところがあると思うんですよ。例えば、市街化調整区域内の３，０００平米の開発を許可しておいて、こういう誘導地域というような各地区、コンパクトシティを考えていくときに、それはそれなりに、正しい方向ではあるんですよ。人口減少のときには、ネットワークで交通網結んでいくというようなこともそう分かりますけれど、ただ、市街化調整区域の３，０００平米の開発については、どういう考え方で許可してるのかって、ここに盛り込んであるのかってことですね。もう一つは、土浦市の都市計画について、筑波大の学生がいろんな案を出してくれる機会がありますよね。学生だから、法に縛られないような考え方もするんですけども、そういったことも都市計画、立地適正化に取り込んでいかないと、遅れていつちゃうんじゃないかという気がします。立地適正確保っていうのは、国の施策の中で失敗してるほうだと思うんですよ。何でコンパクトにしなくちゃいけないじゃなくて、コンパクトにしながら３，０００平米を許していることはどういうことなのか教えてください。

○飯泉都市計画課長　都市計画課でございます。ただ今、一方で調整区域の開発は認めてるじゃないかという話で、どういった考え方なのかということなんですが、大きな考え方は、先ほど委員さんもお話されてましたけれども、将来的にはそういったまちづくりを目指す中で、とりあえず今現時点では、緩やか

に誘導しましょうと、一気に何か物事を変えられるものではないので、そういった意味では、届出制度というものがございまして、そういった調整区域の開発とか、あとは市街化区域でも居住誘導区域に含まれないような地域につきましても届出をしていただいて、どういった形で開発がされているか、住宅地が郊外に形成されているか、そういったものを確認しながら、今後どういった対策を考えていくかというのを、検討させていただくというような形になってございます。以上でございます。

○**下村委員** あとですね、市街化調整区域内に土地を持ってる方は、資産を活用しなくちゃいけない。そういったことも含めると、立地適正化の中でコンパクトシティを誘導するという、居住誘導するという地域があるとしても、市、固定資産税を払わなくちゃいけないんだから難しいところがあるんで、こういった開発についても、立地適正化の中で考慮していかなければいけないような気がするんですよ。でも、それを考慮したらできませんじゃ困るので、もっと深く考えていただきたいなって思うんです。交通網についてもそうですね。居住誘導地域に入っていないところは、コミュニティバスだって作れないっていう話になっているわけだ。それは、人口密度の問題が絡んでくるし、そういったことも含めて今度、公共交通網の再編計画もしなくちゃいけないでしょ。そういうふうに国で言っているんですから、早めにそういう公共交通網の再編に絡んでくるやつもやんなければ駄目ですよ。国で何百億って予算立ててくれるわけだから。それも進めていかなきゃいけないって分かる。分かりますけど、ただ、矛盾しているところもあるということだけは認識いただければと思います。以上です。

○**平石委員長** つづいて、⑫土浦市所有者不明土地対策計画（案）について、説明をお願いします。

○**飯泉都市計画課長** 都市計画課でございます。つづきまして、産業建設委員会資料の「⑫土浦市所有者不明土地対策計画（案）について」をお願いいたします。それでは、表紙をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。1の計画の目的につきましては、人口減少・高齢化や相続件数の増加等に伴いまして、低未利用地や所有者の分からない土地が増加しております。これらの土地につきましては、地域の活性化や必要な事業を阻害するほか、防犯や景観など、多岐にわたる問題を生じさせるおそれがありますことから、低未利用地を含む所有者不明土地等への対策を講じるため、本計画を作成するものでございます。3の計画期間につきましては、令和6年1月から令和8年3月までとしております。こちらの計画期間につきましては、この後、御説明いたし

ます税制改正に伴う期間と合わせた期間としているものでございます。4の計画内容といったしましては、(1)基本的な方針、(2)低未利用土地の適正な利用及び管理の促進を始め、所有者不明土地等の利用の円滑化を図るための体制の整備や普及啓発などとなってございます。6の「その他」といたしまして、本計画を策定いたしますと、土地の所有者探索などの経費が補助対象となるほか、令和2年に租税特別措置法が改正され、一定の要件を満たす低未利用地につきましては、500万円以下で譲渡される場合、譲渡所得から100万円を控除する特例措置が創設されました。その後、令和5年の税制改正におきましては、市街化区域内の低未利用地に関しましては、800万円まで引き上げられ、本計画を策定することにより、市街化調整区域の低未利用地につきましても譲渡価額要件が800万円まで引き上げられ、低未利用地の流動化が図られるものとなってございます。なお、計画(案)につきましては、3ページと4ページに掲載のとおり、今後、取り組むに当たりましての大きな方針を示すものとなっておりますので、具体的な取組や事業ではなく、基本的な考え方を2ページにまとめた内容となっております。後ほど、お時間があるときに御覧いただければと思います。説明は、以上となります。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○竹内委員 この問題は、相当前に本会議でも取り上げたことですが、当時、五頭副市長でしたけども、まず相続で、この物件の相続は一体どうなっているのか。次が固定資産税とかね。そういうものは、当時は全く調べてなかったの。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。今回の場合は、そういった視点とは異なるといいますか、所有者不明土地対策計画ですけれども、所有者不明土地になる土地というのは、おっしゃったように相続がまとまってない場所とか、相続人がいないとか、そういったものもございます。先ほど下村委員さんからもありましたけれども、遊休地、そういった最終的に所有者不明土地になり得るような低未利用地も活用していかなければ、今後近い将来、所有者がいなくなってしまうというようなことも踏まえまして、国ではこういった税制改正で低未利用地の流動化を図ろうというような視点で作られた内容となっております。以上でございます。

○竹内委員 はい。分かりました。

○平石委員長 つづいて、⑬りんりんポート土浦管理運営業務に係る公募型プロポーザルの実施について、説明をお願いします。

○福澄都市整備課長 都市整備課でございます。りんりんポート土浦管理運営

業務に係る公募型プロポーザルの実施について御報告いたします。業務の目的としては、利用者の増加を目的とした自主事業の実施等を含めて、施設の管理運営業務を委託することで、サービス向上及び利用者の増加を図るものです。業務内容は今までの施設の管理運営や観光に関する情報発信に加えて自主事業の実施、具体的には飲食の提供やイベントの実施を含んでおります。委託期間については来年度1年間です。提案上限額は1,774万3,000円となっております。なお、本プロポーザルについては、事業者の自主事業などを事前に確認するための準備手続であり、契約については、新年度予算によるものとなります。プロポーザル方式を採用する理由については、施設の管理体制や企画提案の内容など、金額面以外も含めた総合的な評価を行うため、公募型プロポーザル方式を採用するものです。審査概要については、プロポーザル選定委員会が定めた参加資格及び評価基準に基づく書類審査、プレゼンテーションによるヒアリング審査を行います。日程については、公募開始が令和5年12月6日、結果発表が令和6年2月上旬を予定しております。

○平石委員長 ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はありますか。

○海老原委員 後でいいですけど、りんりんポートの利用者状況をお知らせください。それからプロポーザルってことなんだけど、これ利用時間等は、プロポーザル業者が自由に設定できるか。

○福澄都市整備課長 利用者人数につきましては、年間3万人程度ですが、後で改めて資料をお渡しさせていただきたいと思います。オープンの時間でございますが、こちらにつきましては、現在の設定は基本的に変更する予定はございませんが、事業者が決まれば、長い時間とか朝早くやってくれるかどうかという確認もしたいとは思いますが、一応この金額の方の設定、こちらの考え方では、現在と同じような時間の設定となっております。以上です。

○海老原委員 例えばね、夜遅くまでやるとか、場所的にも使えるので、その辺も事前に、時間については相談とか入れてもらったほうがいいのかと思うんだけど。

○福澄都市整備課長 はい。こちらを検討するにあたって、いくつか業者さんにいろいろお話をさせていただいたんですが、やはり朝早くだったり夜遅くだったりとなると、基本的に料金の設定が上がってしまうという話で伺っております。ただ条例につきましては、変更することも可能ですので、今後協議をさせていただきたいと思います。

○平石委員長 つづいて、⑭常磐線3号橋（二番橋）の供用開始について、説

明をお願いします。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。⑭常磐線3号橋（二番橋）の供用開始につきまして御説明いたします。2ページをお願いします。現在、JR東日本水戸支社と工事委託の協定を令和3年から令和7年までの期間で締結し、常磐線を跨ぐ富士崎二丁目と小松ヶ丘町の人道橋、通称二番橋の架替え工事を進めておりましたが、今回二番橋の架替えの完了の見通しが立ちましたので、その供用開始につきまして、御報告するものでございます。供用の日時でございますが、12月8日金曜日の10時を予定しております。3ページをお願いします。こちらが位置図でございます。場所につきましては、旧土浦市役所本庁舎の南側、土浦拘置支所から見ると東側になります。延長32メートル、幅員3.7メートルの自動車は通行できない二輪車歩行者用の橋梁でございます。説明は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長 つづいて、⑮都市計画道路荒川沖木田余線（I期）の供用開始について、説明をお願いします。

○浅岡道路建設課長 道路建設課でございます。⑮都市計画道路荒川沖木田余線（I期）の供用開始につきまして御説明いたします。2ページをお願いします。平成26年度から4車線化事業を進めてまいりました都市計画道路荒川沖木田余線（I期）工事でございますが、今回、4車線化工事の完了の見通しが立ちましたので、その供用開始について、御報告するものでございます。供用の日時でございますが、12月8日金曜日の15時を予定しております。3ページをお願いします。こちらが位置図でございます。場所につきましては、都市計画道路真鍋神林線流域下水道事務所前交差点から国道354号までの延長1,300メートル、幅員25メートルの都市計画道路でございます。説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○寺内委員 これさ、両方とも12月8日ということなんだけど、大安かなんかなのか。水曜日で通すんだっていうのだけど、普通、大体金曜日とかそのぐらいにやってやるんだけど、ああ、金曜日か。金曜日だったらいいんだけど。あと、荒木田線は交通量があればだから、ちょっと安全祈願みたいなものやってやったほうがいいんじゃないの。全部4車線になって、開通するんだから。皆

を集めてやんなくてもいいけど、やっぱり担当課でその使用前で何かして、お清めしてやったほうがいいんじゃないかなと思うんだよ。じゃないと、やっぱりやんなかったから事故になっちゃったんです、ではうまくないから。交通量が多いんだから、やることはやっといたほうがいいんじゃないかなと思うんで、担当課にお任せしますから考えといてください。

○平石委員長 つづいて、その他です。⑩農地法の一部改正に伴う農地の移動状況について、説明をお願いします。

○坂本農業委員会事務局長 資料⑩をお願いします。農地法の一部改正に伴う農地の移動状況について御説明いたします。令和5年4月1日に農地法が一部改正された。改正前は、改正箇所抜粋を要約しています。農地法第3条本文は、耕作目的の取得です。農地について、所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借権、賃借権などの権利を設定する場合には、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないとあり、本文に掲げる権利を取得しようとする者がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が50アールに達しない場合は許可することができないという、いわゆる5反要件になります。上の第5号が削除されたことにより、農地の所有権等を取得する下限面積が撤廃されたこととなりました。4の「改正後から11月までの農地移動状況について」は、通常、農地を耕作する場合に10アールを借りるための平均対価は、水稻は米1俵、畑は40パーセントが無償で、有償でも平均5,000円、レンコン田は平均35,000円となっているため、農業は農地を借りて耕作するのが主となり、所有権を取得して耕作をする者はレンコン田以外ほとんどない状況であります。新規就農者への影響については、改正後から従来の下限面積以下で取得した者はありません。また、農地を借りる場合には、農地法ではなく農地中間管理機構事業の推進に関する法律により、賃借権等を設定するため、元々下限面積は適用を受けておりません。したがって、耕作目的の農業者への影響は見られない状況です。なお、この改正について、本来は改正前に御報告するものであったと反省をしております。今後は、関係すると思われる法改正については、事前に報告してまいります。説明は、以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、入札案件について、順次、説明をお願いします。

○滝田道路管理課長 道路管理課でございます。⑪入札案件について、を願

いたします。2 ページをお願いします。道管道維工第 1 9 9 号市道真鍋新町 1 5 号線舗装打換工事でございます。この工事場所は、真鍋新町児童公民館の東側で常磐線の西側を平行する路線でございます。概要といたしまして、延長 5 8 . 0 メートル、幅員 6 . 9 から 7 . 6 5 メートルで舗装面積が 4 3 2 平方メートルとなります。道路管理課は、以上でございます。

○**浅岡道路建設課長** 道路建設課の入札案件につきましては、3 件でございます。3 ページをお願いいたします。市道木田余 1 5 6 号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、木田余地区市民運動広場の南側、常磐線の西側に位置する木田余地内の生活道路でございます。工事の概要としましては、延長 2 7 8 メートルの区間におきまして、現況幅員約 2 . 7 メートルの道路を、計画幅員 4 . 0 から 5 . 1 メートルに拡幅改良するもので、道路側溝を敷設し、舗装を整備する工事でございます。4 ページをお願いします。都市計画道路荒川沖木田余線境界確定図作成業務委託でございます。委託の場所でございますが、先ほど説明させていただきました荒川沖木田余線（Ⅰ期）の区間でございます。概要でございますが、延長 1 3 0 0 メートルの区間におきまして、完成した道路の境界を復元し、境界杭の埋設を行い、境界確定図を作成する業務委託でございます。5 ページをお願いします。都市計画道路荒川沖木田余線道路付帯工事でございます。工事の場所につきましては、こちらも、先ほど説明させていただきました荒川沖木田余線（Ⅰ期）の区間でございます。工事概要でございますが、荒川沖木田余線完了に伴い、隣接する耕作地への乗り入れの舗装や法面への防草シート設置などを実施する工事でございます。道路建設課の案件につきましては、以上でございます。

○**三浦住宅営繕課長** 住宅営繕課でございます。つづきまして、サイドブックスの 6 ページをお願いいたします。住宅営繕課からは、若松町にあります空家となった板谷第 2 住宅 2 棟、合計 1 2 戸の解体工事について御説明いたします。この建物につきましては、昭和 3 6 年に建築した鉄筋コンクリート造 2 階建ての建物でございます。老朽化が著しいことから、解体を行うものでございます。説明は、以上となります。

○**室町下水道課長** 下水道課では、5 件でございます。はじめに、1 1 月 2 9 日執行の指名競争入札案件 R 5 国補公下維（委）第 5 号永国処理分区重要な幹線等管渠点検等業務委託でございます。この委託は、下水道施設の長寿命化を目的として、平成 3 0 年度に策定しました下水道ストックマネジメント計画に基づき実施する既存施設の点検を行う業務委託でございます。今回発注の委託内容でございますが、下水道管渠の腐食状況等の詳細調査を必要とするかを判断

するための点検を行う業務で、下水道マンホールの目視調査と管渠の管口をカメラ又は目視により点検を行うものです。実施内容といたしましては、委託箇所内に敷設している管渠において管口カメラ点検 257 か所、人孔目視 5 か所の点検調査を行います。なお、この点検調査において下水道管渠に腐食等の異常箇所が発見された場合は、今後、管渠内にカメラを入れて詳細な調査を行ったのち、補修方法を検討し、管更生等の工事を行うものです。つづきまして、8 ページをお願いします。11月29日執行の指名競争入札案件 R5 国補公下維(委)第6号神立処理分区外重要な幹線等管渠点検等業務委託でございます。この委託につきましても、ただ今御説明いたしました委託と同様に、下水道管渠の点検を行うものです。実施内容といたしましては、委託箇所内に敷設している管渠において管口カメラ点検 325 か所、人孔目視 36 か所の点検調査を行います。つづきまして、9 ページをお願いします。12月1日執行の一般競争入札案件 R5 市単水路第1号及び05道建生工第6号虫掛地内小規模排水路施設整備工事でございます。この工事は、道路建設課との合併工事で、工事内容につきましては、虫掛地内の柴沼醤油の工場脇の水路の暗渠化を行い、合わせて道路改良工事を行うものです。実施内容につきましては、工事延長 75 メートルの区間において、幅 1,200 ミリ、高さ 1,100 ミリの水路 69.6 メートル布設と道路側溝 72 メートルの布設を行い、道路幅員 6 メートルとする工事でございます。つづきまして、10 ページをお願いします。12月14日執行の一般競争入札案件 R5 国補公下維(工)第2号中貫第1号マンホールポンプ更新工事でございます。なお、関連がございますので、次のページ 11 ページをお願いします。12月14日執行の一般競争入札案件 R5 国補公下維(工)第3号若松第2号マンホールポンプ更新工事でございます。この2つの工事は、下水道ストックマネジメント計画に基づき実施する工事で、令和2年度に実施した修繕改築計画で、更新の必要度が高いマンホールポンプから順次更新工事を行うもので、今年度はこの2か所のマンホールポンプの更新工事を行うものです。下水道課は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○和田水道課長 水道課でございます。同じく、サイドブックの12ページをお願いします。水工配輻改工第2号霞ヶ岡町地内輻輳管改修工事でございます。この工事は、霞ヶ岡保育所の東側に位置する4メートル幅の道路に、個人宅への給水管が複数埋設されており、漏水個所の特定など、維持管理上支障となりますことから、1本の配水管に集約する工事でございます。工事内容につきましては、既存の口径 75 ミリメートルの配水管を 73 メートル区間、布設する工事でございます。つづきまして、13 ページをお願いします。水工委第4号

衛星画像解析による広域漏水調査業務委託でございます。当該業務は、人工衛星を活用した漏水調査でございます。調査方法につきましては、人工衛星からの情報を人工知能が解析し、漏水箇所を特定する技術でございます。これまで年次計画により、各地区に実施してまいりました漏水調査につきましては、調査員が深夜、水道管が埋設された路線を歩き、漏水する音を確認する調査方法のため、年間の調査範囲や費用の面から、進捗率の改善と経費削減のため、当該衛星調査を取り入れたものでございます。今回の調査範囲につきましては、市内全域であり、埋設された約 9 0 0 キロメートルの送配水管を対象に調査するものでございます。つづきまして、1 4 ページをお願いします。水工配更工第 1 0 号沖新田地内配水管布設替工事でございます。この工事は、沖新田地内の国道 6 号と乙戸川が交差する付近における老朽管の更新工事でございます。工事内容につきましては、既存の口径 1 5 0 ミリメートルの配水管を 1 6 3 メートル区間について布設替えする工事でございます。つづきまして、1 5 ページをお願いします。令和 6 年度 水給委 第 1 号配水業務委託でございます。この業務委託は、令和 6 年度実施分の配水業務でございますが、市内 4 か所に設置された配水場や増圧機場及び地域ごとの水圧確認のための遠方監視施設など、安定的な水道水の供給にかかる日常の運転管理を一括して行う委託業務でございます。なお、年内の契約とする理由でございますが、受注した事業者におきましては、本市、水道施設の概要や運転方法などの習得に期間を要しますことから、事業開始となる令和 6 年 4 月 1 日までの準備期間を確保するものでございます。水道課は、以上 4 件でございますので、よろしくをお願いします。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

○竹内委員 虫掛の小規模排水整備工事、これ暗渠にするんだけど、分かっているよね。暗渠にならない部分があるんで、それはよろしくをお願いします。これ要望です。

○今野副委員長 すいません勉強不足で、大したことないんですが、衛星画像を使つての漏水の点検っていうのは、初めて知ったんですけども、この技術は、非常に効率がいいと思うんですけども、他に何か使っていますか。

○和田水道課長 水道課でございます。細かく説明させていただきたいと思うんですけども、まず、人工衛星の漏水調査につきましては、人工衛星が地表に放つ電波を解析して、漏水箇所 1 0 0 メートル以内で特定する技術となっております。こちらにつきましては、イスラエルの会社の特許でございまして、J A X A の地球観測衛星調査を活用したものでございます。漏水調査につま

しては、水道水の中には塩素が含まれてますので、その塩素が地下で漏水している場合に、反射する電波の性質が異なるというのを利用した調査でございますので、今回の調査につきましては水道に特定しての技術を使っていますということでございます。国内の実績でございますが、令和3年から5年までの3年間の間で、80件程度の国内実績があるということで、県内におきましては、昨年度桜川市で調査をしております。それに続き土浦市の調査となっておりまして、以上でございます。

○今野副委員長 水道管自体を検知してではなくて、塩素に関して反応するってということなんですね。

○和田水道課長 管が破損してるのを発見するのではなくて、漏水した水道水の中の塩素に反応を解析する調査となっております。

○平石委員長 つづいて、工事発注状況報告については、説明を省略しますので、後ほど資料を御覧いただきますようお願いいたします。つぎに、⑭桜土浦インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業の進捗状況について、説明をお願いします。

○福澄都市整備課長 都市整備課でございます。桜土浦インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業の進捗状況について御報告いたします。本事業では、地権者組織である発起人会が令和5年5月24日に立ち上がり、組合の前身組織となる準備委員会の設立に向け、合意形成を図るため、先進地視察や勉強会を開催してきました。また、並行して現況測量を実施し、採算性の検討など、事業概要の精査を行って減歩率を含む事業収支の算出を進めてきました。先日の発起人会で概算資金計画について了承を得られたことから、今後は地権者全員を対象とする説明会を開催し、準備委員会を設立するための仮同意の取得を進めてまいります。現時点での事業費は約58億円、土浦市の負担額は公共施設管理者負担金が約4億円、道路公園等を市の事業とし、約8億円の合計約12億円を見込んでおります。地区全体の平均減歩率は約73パーセントとなっております。仮同意率の目標は90パーセントとし、地権者107人と面積32万平米の両方で90パーセントを超えることを目指します。仮同意90パーセントを達成した場合は準備委員会へ移行し、詳細な調査設計の実施と業務代行予定者の選定に向けて作業を進めてまいります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平石委員長 つづいて、⑯土浦市公共施設等再編・再配置計画の改定につい

て、説明をお願いします。

○川中公共施設マネジメント推進室長 行革デジタル推進課でございます。

本日は、当課で取り組んでおります土浦市公共施設等再編・再配置計画の改定について、対象施設が全ての常任委員会と関連がございますことから、現在の進捗状況や今後の予定等について報告させていただきたいと存じます。資料⑳「土浦市公共施設等再編・再配置計画の改定について」の２ページをお願いいたします。まず、計画改定の目的についてでございますが、土浦市公共施設等再編・再配置計画につきましては、令和３年度に策定いたしました土浦市公共施設等総合管理計画（改訂版）において目標として掲げております、令和３７年度における本市の公共施設総量の３０パーセント縮減や施設配置の適正化を推進するための実行計画として、令和４年度に策定し、計画対象１８８施設のうち、早急に検討が必要な１０施設の配置方針を始め、基本方針や今後のスケジュール等について定めたものでございます。残りの１７８施設につきましては、今年度から令和７年度の３年間で検討を行い、計画期間における各施設の配置方針を決定した上で、本計画の改定を行う予定でございます。計画期間につきましては、令和５年度から令和２４年度の２０年間、対象施設は、インフラ施設を除く１８８施設としており、「４策定組織」に記載の学識経験者等１０名により構成されます、外部会議である土浦市公共施設等再編・再配置計画策定委員会において、協議・検討を行っているところでございます。計画改定の内容につきましては、「５改定内容（予定）」のとおりで、まずは（１）類型別の方向性として、施設を性質別に分類し、それぞれの類型別に方向性を定めた上で、それを踏まえて１７８施設の配置方針を決定したいと考えており、その他といたしまして、（３）に記載の推進体制、進行管理についてが、予定しております改定の内容でございます。「６改定スケジュール（予定）」に記載がございますが、今年度は、１０月に第１回策定委員会を開催し、施設の利用状況やコスト等に基づき、類型ごとの現状と課題をお示ししながら、各類型の方向性について協議を行っているところで、来年２月に開催する第２回目の同委員会において、類型別の方向性の素案をまとめる予定でございます。なお、この類型別の方向性（素案）に対しまして、３月にアンケート、４月に説明会を予定しており、そこで頂いた市民の皆様からの御意見を踏まえて、地区別や集約、複合化等の様々な視点から、個々の施設の配置方針を検討してまいりたいと考えております。つづきまして、資料３ページをお願いいたします。こちらは、策定委員会における現時点での類型別の方向性の検討状況でございます。時間の都合上、説明は省かせていただきますが、各内容につきまして後ほど御

覧いただければと存じます。また、先ほど説明させていただいたとおり、年明け2月の策定委員会において、こちらの類型別の方向性の素案をまとめる予定となっておりますので、その内容については改めて御報告させていただきます。資料4ページをお願いいたします。こちらのページから5ページにかけては、昨年度策定いたしました再編・再配置計画において、施設の配置方針をお示しました10施設の今年度の検討状況でございます。表中、左から順に、対象施設、配置方針、実施時期までは、再編・再配置計画からの抜粋となっており、一番右側の今年度の検討内容について、今回は報告させていただくものでございます。現在、閉館、長寿命化等、各施設の配置方針に基づいて、具体的な取組方針を検討しているところでございますが、特にオレンジの色付きで表示させていただいた生涯学習館、青少年の家、次ページの勤労青少年ホーム、上大津支所につきましては、現在の施設は閉館する方針としており、建物の老朽化や耐震性、利用状況等、各施設の状況を鑑みて、可能な限り早期の閉館を検討する必要がありますことから、閉館に伴う利用者の代替施設への移転検討期間や市民への周知期間等を考慮し、令和6年度末の閉館を検討しているところでございます。資料5ページにございます上大津支所については、代替機能の確保として、土浦市公共施設等総合管理計画において言及しております公民館との複合化を検討することとしてございます。なお、黄色の色付きで表示させていただいた、療育支援センターにつきましては、現在、保健センターで実施しております、ことばの教室及び早期療育相談と集約する方針を示しており、三つの施設を集約した児童発達支援センターの整備について、施設の状況やサービス向上等の観点から、早急に検討する必要があるため、今後、まずは、立地、広さ、費用面などに基づいて、適切な集約場所の検討を行うこととしております。その他の施設につきましては、それぞれの配置方針に沿って、今年度の検討内容の欄に記載のとおり検討状況となっております。資料6ページをお願いいたします。ただ今御説明しました配置方針を閉館としております①に記載の4施設と、集約化としております②の療育支援センターにつきましては、こちらの資料のとおり、来年2月に開催する第2回の策定委員会において、①については閉館時期を決定、②については候補地について協議する予定でございます。こちらにつきましては、決定内容及び検討状況について改めて御報告させていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はありますか。

○竹内委員 児童発達支援センター、いいね。進めてくれ。その前にね、私、

公共施設の利活用委員だったんですよ。要するに売却する、貸す、それか、転用する。これは、売却なんだけど、どのくらい売れてんの、また、売るために何か工夫してんの。

○川中公共施設マネジメント推進室長 はい。売却につきましては管財課で所管しておりまして、我々は今この対象１８８施設をどうするかというところでやっているものでございます。実際にまだ売却までは進んでいないところでございます。

○海老原委員 この資料の４ページ２番目の四中地区公民館、これはこれでいいんだけど、その右側にね、長寿命化については上大津公民館、四中地区公民館の準備に検討を行うって書いてあんだけど、この表に上大津公民館出てこないんだよね。どういう扱いなのか。

○川中公共施設マネジメント推進室長 計画の中で先行して１０施設ということで、その中で当初は上大津公民館も入っていたんですけども、学校との複合化という話がございましたので、一旦この１０施設から外して検討してまいりました。ただ、その後、学校は学校でとなりましたので、改めて老朽化著しい上大津公民館から先行して、長寿命化を行いたいという形で記載しているものでございます。

○海老原委員 検討内容は出てるんだけど、配置方針には上大津公民館は含まれてないのはどうなのかな。

○川中公共施設マネジメント推進室長 四地区公民館の検討内容に記載ございます文化施設の長寿命化計画の中で、計画的に長寿命化をしていくものでございます。公民館につきましては、築年数の古い順に計画的に長寿命化をしていきたいというところ、その所管課の意向を踏まえましてこのような記載としているものでございます。

○海老原委員 上大津公民館、先にやってもらいましょうね。

○平石委員長 その他、執行部からありますか。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。申し訳ございませんが口頭での御報告をさせていただきます。お手元に地図の方にお配りしております。それでは６月の委員会で御報告させていただきました、茨城県健康分収造林に係ります伐採に伴う入札結果についての御報告をさせていただきます。まず、健康分収造林制度でございますが、これは茨城県が県以外の土地所有者の土地に植栽、保育、伐採を行い、伐採終えた収益を土地所有者と分配する制度でございます。当市は昭和３７年に新治村が茨城県との間に分収造林契約を行った経緯がございまして、この契約が満了していることから、茨城県では今年度お手

元にお配りしました位置図、黒塗りの部分に植栽しました樹木伐採を行うために、10月に業者選定の入札を行いましたが、不調に終わってしまったために、内容精査を行って、今月の15日に再度入札を行いましたが、これもまた不調に終わってしまったということでございます。今後は、今年度の発注を見送りまして、来年度新たに入札を行う予定ということでございます。報告は、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御質問はありますか。

○下村委員 伐採をしたら何かその伐採によっての被害が発生するとか、どのような状況のところなんですか。

○黒須農林水産課長 こちらは、急な勾配というエリアになっております。計画としましては、県が伐採後、市のほうで植林をするという計画になっております。

○下村委員 伐採のうち、市が植林をすると、市がお金を出すと。それまでは違うのね、販売したお金は分配するっていう言い方で、今度は市が全面的に植林をするなら、切らないほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○黒須農林水産課長 植林を行ってからもう50年以上経っているということで、今が伐採をする適時ということでございます。これ以上樹木のほうが年齢たってしまうと、今度維持管理上、樹木が老朽化といいますか、古くなってしましまして、倒れてしまったりするケースもございますので、予定どおり県としては、ここを伐採したいと聞いております。

○下村委員 何か、県は儲かって、市は損するという気がするんだけど、入札に応じられないとか不調になるようなところでは、難しい話だというふうに感じたんで、もう1回県に再検討してくれって言ったらいかがでしょうかね。

○黒須農林水産課長 植えた木は針葉樹でございます。杉とかですね、建設資材に使うようなものです。伐採後は、落葉樹、桜とかですね、紅葉の落葉樹を植えまして、あまり維持管理費が掛からないような樹木に植え替えたいという計画をしております。

○平石委員長 その他、執行部からありますか。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。口頭にて、スマートICにしまして、御報告させていただきます。スマートICにつきましては、先日、御報告をさせていただきましたとおり、本年9月8日、国の準備段階調査箇所の選定を受けたところでございますが、国、県、ネクスコ等、関係機関の担当

部局をメンバーといたしまして、土浦スマートＩＣ準備会を設置し、本年度３階程度の会議を予定してございます。産業建設委員会の皆様に御報告を行いながら、検討作業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。

○平石委員長　ありがとうございました。この件について、御質問はありますか。

○島岡委員　もう少しちょっと分かる範囲で詳しく。

○飯泉都市計画課長　説明不足で申し訳ございません。国とか県、ＮＥＸＣＯのほかに市町村としましては、土浦市とつくば市の担当課長がまいります。あとは道路の関係もございますので、警察署の方もいらっしゃいます。

○平石委員長　その他、執行部からありますか。

○室町下水道課長　口頭での報告がございます。以前、委員会で御報告させていただいておりますパトレイバーのデザインのマンホールカードですが、８月に配布を開始しているところですが、この度、第２１弾のマンホールカードに採択されましたことから、１２月１５日から配布を開始することになりました。前回は、投込みという形でしたが、今回は来月の定例の記者会見において安藤市長から報道発表することになりますので、御報告します。配布場所については、博物館としておりますが、博物館については大規模改修工事中で、まだ会館していないことから、当面の間、市民ギャラリーにて配布を行う予定でございます。

○平石委員長　ありがとうございました。この件について、御質問はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○平石委員長　委員の方からは、ございますか。

○下村委員　すいません、その他で、観光の計画のほうですね。湖の資源というところを活用して、遊覧事業とかいろいろ書いてございますけれども、関連していくと霞ヶ浦ラクスマリーナ、あそこは土浦市が１００パーセント株主なんですよね。それでいて、なぜあそこを有効活用するようなことを考えていかないのかっていうことが、ちょっとおかしいんじゃないのかなと思うんです。ラクスマリーナの場所ってのは、駅からすぐもう歩いて５分ぐらいのところ、こんなところは、なかなかなくて、県外からボートを保管させてもらったり、メンバーの人たちはそれなりに使っているわけですよ。ところが、施設はすごい老朽化していて、もうこういうところは使いたくないっていう苦情が出てくるわけだよね。メンバーになって何でこんな施設使うんだっていうぐらい、

ひどいはずなんだ。だから、その関係は100パーセント土浦市が株主なんだから、そこら辺のこと、どういうふうにして将来的に計画を立てて、改善、改修していくとか、そういう計画ってないの。それと、観光客が来て、遊覧線に乗りますよと、いわゆるホワイトアイリス号だとか乗るあの辺だって、もうちょっと綺麗にしてあげたらいいと思うし、トイレは良くしたんだけど、事務所とか入ってったら、シャワーだってすごい汚い。観光客のことを考えたり、ヨットのオーナーのこと考えたら、もっとちょっと改善してかないと、イメージダウンなる。だからそこら辺もうちょっと、どういうふうに改善していきたいか、何か将来の像はありますか。

○佐藤産業経済部長 ラクスマリーナなんですけども、確かに老朽化していて、ホワイトアイリス号も大分古くなっているところであるんですけど、国の補助金なんかを活用して、インバウンド系の補助金を活用し改修なんていうのもちょっと話があって、まだきっちり話せるような状況ではないんですけど、そういう話もあるし、確かにりんりんポートから見た景観でもあそこはあまり老朽化しているのが目立ったりするってことで、非常にその辺は非常におっしゃるとおりだと思っています。ラクスマリーナは、明日、臨時取締役会があるんですけど、そういう中で、今当委員会でこういう話があったという話は、議題として提起させていただきたいと思います。コロナの影響もあって、収入減もあったっていうところもありまして、定期的に計画的に改修は進めていくっていう長期計画はあるんですけど、ちょっとそれが具体的でない状況ではあります。あと川口二丁目の全体の開発の話もございますんで、そこも含めて今後、オーナーさんの話もあると思いますし、貴重なマリーナ事業でもありますので、当然この観光計画の中にはダイレクトに入っていないんですけど、当然活用すべき事業ではございます。取締役会等にも、明日提起させていただくとともに、今後川口二丁目の開発等に、あそこは何かしていきたいと思っております。市長もそういうふうに思っております。

○下村委員 ついでに言わせてもらおうと、市長はセーリング連盟の会長やっているわけだ、茨城県のね。これ私も進めてやってきたことで、そういったこともありますんで、施設するのは本当に何回も言ってもおかしいけれども、もう修繕するようなもんじゃないプレハブだから、もう更新しないと。だから、例えばりんりんポートはあれ県でやってくれたんだっけね。ああいうふうな、ラクスマリーナのほうを株主として、よくお考えいただきたいというふうに思いますんで、意見とさせていただきます。

○平石委員長 それでは長時間にわたり、お疲れ様でございました。以上で、

産業建設委員会を閉会します。